

令和6年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月12日（木曜日）

10時00分開議

14時19分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	片 岡 信 博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一
代表監査委員	吉 岡 國 弘		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておるとおりでございます。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可いたします。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

それでは、バス事業について伺います。バス事業に費用がかかり過ぎではないかという趣旨の下から質問をいたします。

町営バス、スクールバス事業で、前議会での未答弁の、川渡にある仁淀中の車庫代金と比して、田村にある車庫と事務所の土地の借地料は約6.5倍もしており、年間196万円ほどかかっています。これ令和3年ですけどね。この土地賃借料について説明を求めます。できれば番地と地籍を確認していただきたい。

なお、仁淀中のバス車庫は、バスが3台と事務所を含めて、これは車で4台分のスペースでございます。ここは教育委員会が1年に米代換算で毎年調べてますので、毎年ちょっと動きはありますが、11万円から12万円でございます。バス1台分当たりの年間単価はおおよそ3万円ですが、田村はバス8台分と、本社事務所と休憩室、おおよそで言うと、バスで10台分のスペースであるのではなからうか。仁淀の単価で言うと、3万円の10台分であって、もし地代家賃を払わないといけないとしても、年間で30万円で済みそうなものですが、約6.5倍の地代家賃196万円を支払っているということでございます。バス運行に対しては高過ぎではないかということで、町長にお伺いいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

各年度ごとに決算審査を経て、議会において決算認定を受けており、問題ないものと考えております。

また、6月議会定例会におきまして、バスの件は警察の捜査中との説明をしましたが、

先週、警察から、この件については告発を受け付けないとし、捜査を終了しているという話を聞きました。言い換えれば、問題はなかったと言うことができます。

したがって、町は適正に行っており、問題はないと捉えておりますし、今後においても、この関連の質問については、適宜適切に行っており、問題ないという答弁しかございません。

また、2年近くにわたって同じ関連の質問を繰り返すことに対して、私としては理解し難いものがあります。そして、このことは、私の進める町政の停滞につながることであり、大変危惧しております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 自席で行いたいと思います。

昨年度決算認定を受けておると。それから、先週、佐川署から、告発を受け付けない旨、捜査終了したというお話でございしますが、もともと告発はまだ受け付けていただいておりますし、しておりませんので、関係ございません、私には。

それよりも、公金の漏出という点に対しては、常に議会は批判、監視をすべき立場にございます。そういう立場から、当初からそういう質問をしておりますが、最初のうちは、税務署で申告しておる、税理士がちゃんと見ておる、会計士が見ておる、こういうことで、答弁を頂けませんでした。そのうちに、答えてもいないのに、同じ質問を何回もするなどと言って、私の個人の質問権、議員の質問権を無視しております。公金漏出について質問をしているんだから、佐川署は関係ないでしょう。

お答えできるところは簡単なんです。例えば敷地料、これについては、帳簿を見れば分かるんじゃないですか。帳簿を見て言ってるんかどうかということを常に聞きたいんですけど、その答えがない。

執行部におかれましては、業者と協定書を結んでおります。その協定書に何と書いてあるか。ちょっとここで、予定より早いですが、読ませていただきます。これは剰余金の取扱いというところでございますが、第11条、剰余金の取扱い、乙は、管理代行料と利用料金による収入との合計額から、実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額、いいですか、適正な支出額を控除した額（以下、剰余金という）を得ることができるものとする。ただし、当該剰余金が管理代行料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、公による施設整備の状況その他の状況に照らして過大である

と認められる場合は、甲と乙との協議により、当該剰余金、これのうち、公に納付すべき額またはその他の目的に充てるべき額を定めることができる。こういうふうにあります。不適切な場合は返してくれと言えるんですね。

こういうことで聞いておりますが、町長には、令和3年から町長になっておりますので、まあ言うたらあまり関係ない。多少関係ある、今、かばいよりますのでね、部下を。そうということで、この質問については、答えることがあれば、聞いて、終わりたい。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野議員の再質問にお答えします。

令和3年度決算は、令和4年度第5回仁淀川町議会9月定例会において全会一致で決議されており、適正だと考えております。

以上です。

○議長 2問目、大野直孝君。

○5番 2問目に移ります。コロナ禍で事業が激変したのではなかったかということで伺います。

町営バス、スクールバスで予算化した定期外バス事業、令和3年度はコロナで未実施のものがあつた、私が試算するとおよそ480万円の未実施があつた。令和3年度、町営バス指定管理料の計算書によると、定期外運行849万3,844円、必要経費153万9,545円、合計1,003万3,389円の言わば予算を組んでおります。件数で言うと年間571件でございます。このうち中止が262件でございます。パーセントにすると45.8%。

これは、まず、委員会や企画が、年度当初に予定する定期外のリストを提出します。業者にですね。これが571件です。そして、年度末になりましたら、3月31日、もうぎりぎりですけども、業者のほうから実績が出ます。その件数が、先ほど言いましたように、中止が262件であつたと、こういうことです。45.8%が中止になっておる。この割合から金額を試算すると480万円くらいになるので、質問では480万円としておりますが、実際は多少変わると思います。

これを、どこの町村でも未実施のものは請求、回収していると思うんですが、我が町でも、例えば委員会、委員会は全部がマネジメントができませんので、ほかの会社に頼んだ分を、かなりこれもございます。今手元に数字は出せませんが、これもおよそ40%ぐらい。これ決算書に載っております、定期外のお金。これは未実施の場合はどうなる

か。不用額として手元に残ります。委員会の別の事業者に頼んだのは残るんですよ。

ところが、指定管理にした分のこの480万円がどうなったのか。これについて総務課長にお伺いします。また、このおよそ480万円は、未実施でございますので、決算書のどの部分に含まれるのか、決算上の数字の位置を教えてください。

1回目の質問を終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 答弁でございますが、6月議会定例会でもお話ししたように、業務の所管替えがございまして、総務課から移っております。したがって、担当課である企画振興課長から答弁いたします。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

この業務につきましては、町長の指示の下、適宜適切に行っており、問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 ただいま企画課のほうから適切な答弁頂きまして、誠にありがとうございます。企画課長としては適切という意味で、総務課長としては適切ではないと存じておりますが、これは、実施のやつは、私が聞いているのは令和3年度の分でございますので、ぜひ聞きたいんですが、ここで、私の質問にございますように、令和3年度のものについて聞いておりますが、屋根つき車庫3棟は5年度のものだと総務課長が言い切ったんですね。これは行政事務の信憑性に消せない傷となったわけでございますが、これについていかがでございましょうか。

○議長 大野議員、これ3問目に移るんですか。2つ目のコロナ禍の分には屋根つき3棟は出てきませんが。

○5番 それでは、ここで総務課長にお伺いをしておきます。地方公務員の三大義務をお答えいただきたい。

○議長 ただいまの質問は、関係ない質問でございますので。

○5番 関係あるんですが、私のほうから言いましょう。地方公務員の三大義務は以下のとおりでございます。法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、地方公務員法第32条。公務員は法令や条例、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。次、職務に

専念する義務、地方公務員法第35条。公務員は勤務時間中はその職務に全力を尽くし、ほかの業務に従事してはなりません。信用失墜行為の禁止、地方公務員法第33条。公務員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはなりません。これらの義務は、公務員としての職務を適切に遂行するために必要、非常に重要だということで、地方公務員は皆これに従ってやっていると思います。

それでは、まず、答弁を聞いてから3問目に移りたいと思います。

○議長 その質問はどういう意味です。ただいまの質問の答弁は。よろしいですね。そうしたら、2問目の執行部の答弁は不要ということで、3問目に移ります。

○5番 3問目に移らせていただきます。大体答えなので、質問のしようもないと思うんですが、一応質問せんことも想定して考えておりますので、3番目の質問をさせていただきます。

3番、佐川署の捜査にかかわらず、屋根つき車庫3棟について帳簿に記載されているかは答弁できるはずだがという趣旨で、屋根つき車庫3棟は5年度のものだと言い切ったことは、行政事務の信頼性に消せない傷となっているのではありませんか。総務課長にお伺いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 答弁ですが、先ほどの答弁と同じように、担当課である企画振興課長のほうが答弁いたします。ただし、人事異動であるとか、所管替えにつきましては、引継ぎと、また情報の共有、共通認識を持っておりますし、何より私たちは、行政は組織で行動しております。そして私たち職員も組織の一員でございますので、そこは情報共有して対応しております。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

この業務につきましては、町長の指示の下、適宜適切に行っておりまして、問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 大変企画の課長には適切な答弁をありがとうございます。

そこで、企画課長に改めて聞くんですが、もし企画課長が条例に、令和3年度のものを出すようにという条例があった場合に、あなたは、企画課長のお考えで、未来の書類が出

てきた場合に、それは可としますか。あなたのお考えをお伺いします。分かりますか、言っている意味が。条例は前年度の実績を出せと来とるんですね。そういう場合の条例があった場合に、それは5年度であるから構わんじゃないかと、未来のほうがいいんじゃないかということをお考えをされますか。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 申し訳ございません。この事務については、先ほども申しましたとおり、問題ないものと考えておりますし、出すべきもの、出さなければならないものについては、当然お示しするということで、日々やっておるつもりでございます。

答弁になっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 議会のほうからもこの質問の意味がよく分からんという話がございますので、私もこれは出してよかったかどうか、もっと分かりやすく説明できなかったかという、何とというか、反省もございますが、そこについて、ちょっとほんなら前に遡りますが、どういうことがあったんかということ、まだ時間があるでしょう。時間があるので、お伺いしたいと思います。実は令和4年11月に行われた選定審議会におきまして、仁淀川マネジメントサービスが文書を提出しております。それによって選定審議会やったんですが、その中に財産目録というのもございました。1番最後のページです。これに屋根つき車庫3棟と書いてある。いいですか、屋根つき車庫3棟と書いてあるんですよ。これを提出したけど、実際は屋根つき車庫3棟はなかった。

やっているうちに分かったことですが、去年の12月の議会で、定例会で総務課長は、それは令和4年の選定審議会に出した資料ではないかとおっしゃったんですよ。議事録見れば分かりますよ。だから、私はそれまでは屋根つき車庫3棟があるものとして、どこにあるやと。青空駐車があるやないがというような話で、去年やっさもっさ1年間棒に振りました。屋根つき車庫、これ書いてあるから、それを去年の12月、総務課長、それは、私が今年の3月に追及いたしますと、いや、令和5年のものでいいじゃないかというような答えをされたんですよ。

条例では、選定審議会に出す書類は、ここの場合は前年度の決算書を出すんですよ。やっているところは。新しいところは出さんでいいですが、従来の事業者は前年度の決算書を出すんですよ。それに、なぜか令和3年度の分に屋根つき車庫3棟があるではないですか。おかしいじゃないですかと。これが発端です。

だから、企画課長に聞きました。令和3年度の決算書にないものがあっちゃ、書いちゃいかんでしょうかと。誰が書いたんですかということを徹底的に本来は調べていただきたい。書いた者がいるはずですよ。あるいは、書かせた者がいるかもしれないから、聞いているんですよ。これがあつたら、虚偽の書類を出したら、選定審議会参加できないでしょう。しかも、後で分かっても、指定の取消しがあり得るんですよ、これ。だから聞いている。これを、議会へ令和5年度の未来のものがいいでしょうと言った総務課長は、信用失墜行為じゃないですか。行政に対する。行政が世間に対して信用を失墜した。同じことじゃないですかということを言うているんです。

それはここではもうやりませんが、企画課長、せめて条例は守りますということぐらいはそこで言うてください。言わないかんろう。今後は条例を守りますというようなこと言わないかんろう。あんた、悪いことをした者の指示を聞く必要ないわよ。自分の考えを聞きよう、私は。

○議長 発言には十分注意して言ってください。執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この件に関すること、当然、全てにわたってですけれども、条例が基になりますので、それに係ることについては、それを守って、日々の業務に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で3問目を終わります。4問目、大野直孝君。

○5番 質問の前に、今の企画課長の答弁、大変よろしかったんじゃないかと私は思いますかね。そうでなければいけない。

次の質問に移ります。アプロス株式会社についてでございますが、令和5年度の販売費及び一般管理費、その他について説明を求めます。

また、これを質問したのは6月であって、経営者であつたら、決算書が出る前に相当熟知して、まして6月であれば、簡単に答弁できるんじゃないかと思いますが、あなたは質問を熟知しているのかと疑いを抱きますけど、よろしくご答弁お願いします。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 まず最初に、先日お配りをしました今年度の決算書、アプロスの、落丁があつたことをおわびを申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの大野直孝議員のご質問にお答えをいたします。

アプロス株式会社の令和5年度における売上高は1億1,984万8,000円で、前年度の売上

高を1,358万7,000円下回る結果となっております。これは物価高騰による経費の増大と、繁忙期であります8月の長雨による売上げの減少が原因だと考えております。

販売費及び一般管理費につきましては9,939万5,528円で、内訳の主なものは、給与手当約2,050万円、雑給約2,620万円、法定福利費約600万円、水道光熱費約1,590万円、租税公課約660万円、支払手数料約540万円などでございます。全体的には人件費関連経費と電気代の高騰などによる経費の割合が大きくなっております。その他の経費につきましては、お配りをしております決算書を見ていただければと思います。

また、6月議会についての質問につきましては、そのときの答弁でも申し上げましたが、その時点では株主総会で決算書の承認を受けていない未確定の数字でありまして、説明できる状況ではなかったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 まず、4期連続赤字。コロナ5類以降、令和5年の5月8日に5類になりましたが、以来、宿泊業界はV字回復のはずでございます。ゆの森につきましては、宿泊客も大変堅調で、町外の方からもなかなか予約が取れんというような話も聞いておりまして、これほど順調であるんですが、なぜ利益を出せないのか。オリエントは利益出していましたよね、オリエントは。それ取り返したんですが、全然利益出ないんやったら意味なかったんじゃないか。そういう気もしますね。

ついでに、なぜ利益を出せないかが1つ目。もう1つ、自己株式300万円マイナスというの何かと。

次、固定資産圧縮損の原因は何かということですね。町からは、令和5年度に合計2,397万8,000円、これは中津温泉ゆの森の深井戸水中ポンプ交換、やぐら新築、A棟の雪止め、温泉水配管工事、塩素タンク交換工事など、うち650万円は繰越しですが、町は令和5年だけで、町民の税金、これを1,700万円ほどゆの森に投資をしておりますが、それ以外にも補助金を出しているんですか。国・県も含んでお答えください。記帳が間違っちゃうかもしれんけどね。取りあえずそれ、議長。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野議員の再質問にお答えいたします。

まず、4期連続赤字ということでございます。コロナの3年間はありましたが、昨年については、先ほど申しましたように、物価高騰、それから一番書きいれどきであります8

月の長雨ということでキャンセルが相次いだということが大きな要因だと考えております。

また、これまで決して順調とは、人気がある宿泊施設でありながら、順調とは言えなかったというところのご質問もありましたが、そういうこともありまして、現在、経営診断をお願いをして行っておりまして、客室の稼働率が非常に高いものがあるにもかかわらず、なかなか黒字に転換しないということの大きな1つの要因は、客室の多さに対して利益が限界に来ているというような状況にあるということを言われております。

そういうこともありまして、今年度新たに、今ほとんど使われなくなった研修施設を宿泊施設に転換をしたいということで、客室を増やして稼働率を上げるというようなことで黒字化に持っていきたいと考えております。また、昨年度は、そういう指摘もありまして、宿泊料と飲食代等の値上げをさせていただいたところでございますが、それに加えて、客室の増をさせていただくということでしております。

それから、次の自己株式の300万円のマイナスというところでございますけれども、これにつきましては、昨年、中津観光協会から株式の処分をしたいという申出がございまして、それを自社株として引き受けております。その関係で300万円が出てきておるところでございます。

それから、固定資産圧縮損の理由につきましては、先ほどから話もありますが、いろいろ国・県の補助金等を頂いて、町もそうですけれども、施設の改修等をしております。補助金を頂いた場合は、補助金の額がそのまま利益に上がってくると、一時的に非常に税金が高くなる。この対応として圧縮記帳というものがされるわけでございますけれども、そういった対応として、圧縮損の計上をしておるところでございます。

それから、補助金につきましては、そうした施設への補助金等は、町、県の補助金等でございますけれども、そのほかは、補助金はアプロス株式会社には出ておりません。指定管理料も出ていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 これはなかなか材料がようけ出て、なんで、ほかの質問まで行けんような気がしますのですが、しょうがないので、途中で終わるかもしれませんが、それでは、再々質問ですか、再質問ですか、させていただきます。

長雨でキャンセルがあって売上げが減ったというようなことを言うていますが、それはほかの業界も一緒、ほかの同業者も一緒なんですけど、ほかの同業はとにかくV字回復し

ております。ここだけです。

それから、300万円について、処分を引き受けたということですが、実際は190万しかもらってないと言うんですが、その計算方法はということですか。残りの110万はどこか行ったんですか。これも聞いておきたい。

それから、経営診断を受けて、3棟を増やしたということですが、こんなにうまくいくものでしょうか。私ど素人ですけど、ゆの森見ましても、新しく改築するところは道を隔ててありますよね。あれでどういうサービスができるんやと。あれ食事運べんことはないけど、今までより相当手間がかかりますよね。

そうしたら、あそこにある厨房を使うんですかと。離れたところの厨房を使えば、それはええですよ。ええけど、今度は3室しかないのに、人を入れて、どうやってもうけるんですか。こういう話になってくるでしょう。なぜ同じところへ造らなかったかと。近いところへね。そういう気がしますよ。私考えても、これあっちへ造ったはええが、改修したはええが、赤字は増えますよ。人件費で。これは予言として置いておきます。

あとは、副町長の経営者としての資質を問うというようなところもいろいろありますけど、ここら辺は気長にやります。取りあえず今のご答弁をお願いします。

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 大野議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初の自社株の300万円との差額分ということでございますけれども、株式の売買をするときには、もともとの株式の金額じゃなくて、時価でやるということになっております。専門家の方をお願いして、ゆの森の時価株の金額を算出していただいた、それが、先ほど言われました190万ですか、というようなことになっております。実際のもともとは300万の株式だったものが、時価に直すとそういうことになるということでございます。

それから、新しい部屋のことですけれども、現在も、ゆの森の裏に、すぐにコテージがございます。あそこも、そこには厨房設備はないですけれども、ゆの森の本館のほうに食事に来ていただくというようなことでやっております。それと同じような対応はできると思いますので、そこも決してお客様からいろいろな不満というか、そういうお声を聞いたことはございませんので、十分に対応ができるのではないかとこのように思っております。

現在のゆの森の本館につきましては、あそこになかなか部屋を新しく造るというのは、施設のキャパシティーの問題で難しいということでございますので、今、遊休施設となつ

ております研修の施設を改修するというのが一番経済的にもいいのではないかとということで、今回そういうことにさせていただきました。

以上でございます。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 おはようございます。竹本でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、佐川高校について、本町にとって佐川高校はどのような位置づけかという内容で質問をさせていただきます。

佐川高校は本町にとってなくてはならない地元高校だという私は認識しておりますが、本年度の入学生は26人と少なく、大幅な定員割れとなっております。4年度から6年度の年度別に本町中学校から佐川高校への入学者数と、卒業生に対する比率をお聞かせ願いたいと思います。

そして、佐川高校は募集定員数80人、本来はそうですが、特例校の対象で、現在40人ということになっております。しかし、1学年20人を下回るようになると、統廃合再編計画の対象になり、存続が危ぶまれる事態に直面いたします。

今、佐川高校と日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の行政、地域住民が一体となって危機感を共有し、有名大学にも進学でき、部活動もできるなど、中学生から選んでもらえるような魅力ある高校をつくらなければいけないんじゃないかというふうに考えます。

そうした中、4町村長、議長がメンバーになっている地域に根ざした佐川高校を後援する会などで、魅力ある佐川高校づくりに向けて、さらなる取組をしていかななくてはならないと思いますが、併せて町長のお考えをお聞きいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 まずは教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

まず、仁淀川町の中学校から佐川高校への入学の状況ですが、令和6年度佐川高校入学生は、全卒業生20人に対し3人で15%、令和5年度は20人に対し7人で35%、令和4年度は23人に対し8人で34.8%が入学しています。

仁淀川町にとっての佐川高校は、町内から多数通学している仁淀川町にとってなくてはならない高校であると考えています。ご指摘のとおり、学力向上、進路支援、魅力ある部活動の推進、地域や中学校との連携など、取り組むべき課題が多いと思いますが、近隣町

村と連携しつつ、魅力ある学校づくりを提唱していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

自宅から通学可能な高吾北地域唯一の高校であり、何としても存続させなければと思っております。存続のためには、魅力ある学校づくりはもとより、地域資源を生かした教育課程の導入などにより、近隣町村と協働し、教育による地域活性化などを図っていく必要があると思います。

また、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町の首長、議長などから構成される地域に根ざした佐川高校を後援する会では、佐高チャレンジ支援プログラムとして漢字検定や英語検定、保育技術検定の検定料補助、そして部活動への支援などを行っております。

人口減少対策の観点からも、佐川高校の存続は重要な案件であると考えております。当然、越知町、佐川町、日高村も危惧しているところであり、近隣町村とも協議していかなければと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。同じような共通の認識を持っておられるということで、ちょっと安心はしましたが、実は近隣の議会議員、隣町、佐川町、越知町含めた、と一緒に佐川高校へ行ってお話を聞いてまいりました。

佐川高校の話では、現在、4町村の中学卒業生のうち、15%程度の入学者である。これは今年度ですけど、6年度ですが、これを、多少差がありますが、大体15から17ぐらいで推移しておるようです。これを学校側としては30%にしたいというお話がありました。30%になれば、これでしばらくの間は定員数を確保できるということですが、ただし、中学卒業生は年々どこも減少しておるので、将来的には4町村以外からの入学希望者を募らなければ学校の維持はできなくなるというお考えのようであります。そのためには、学校の魅力度を高める必要があります。

そして、ついでにということで、同じようなメンバーで県教委も行ってきました。県教委のお話も聞いてきましたが、県教委としては、ぜひとも今ある学校を潰したくはないと。そのために、地域みらい留学に取り組む高校を増やすような考えですが、今後、佐川高校存続のためには有効な方法ではないかと県教委は話されています。

嶺北地域では、18歳まで地元での生活を保障できなければ地域の未来はないという考えで、高校には嶺北探究という、部活なのか何なのか、そこまでは詳しく分かっていませんが、取組をして、取り組んでもらっていると。

教育長は佐川高校運営協議会の会員をされていると思いますが、会には参加されておりますか。また、何かその会で提案などをされたことはあるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

参加は毎回、よっぽどの別の用が入らない限りは参加をしております。その中で、毎回質問というか、危惧されているわけでありまして、年々、大学進学といえますか、ちょっとよくなってきております。以前は公立、県立の大学にも数名、佐川高校から進学もされており、佐川高校の校長先生もなかなか維持していくのは難しいところがあるというようなことではありますけれども、佐川高校としても非常に頑張っておりますし、竹本議員も大学進学のこと最初に書かれておりますとおり、そういう面もやはり大事ではないかと私のほうは思っております。

やはり通学していく上で、こちらにおっても市内で、裕福な方は市内に出て行って進学を目指したら、それはそれでいいんですけど、やはり経済的にちょっとしんどいかなと。やはりこちらでという、それと併せて、こちらで頑張りたいという方もいらっしゃいます。ですので、できる限り佐川高校にはそういった意味でも、進学を目指す子供にもぜひ行ってもらいたいというふうな思いでありますし、そこで、そういった提案をしているかといいますと、なかなか周りと一緒にような意見がありまして、個人的に私のほうから直接その場で言ったことはございませんけど、他の教育長と同じような意見でもございますし、まずはそれが1点でございます。

それとまた、2点目としましては、さくら咲くプロジェクトということで、佐川高校は地域に根差した学校を目指しておりまして、地域の産業を盛り上げていくといえますか、将来就職も見据えた形で取り組んでおられます。それをぜひ続けていってほしいということは私のほうからも常々申しております。

以上です。

○議長 教育長、先ほどの答弁の中で、裕福というのを言うたので、ちょっと誤解を招いたらいけませんので、訂正を考えてください。

3回目。竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。私は佐川高校の運営協議会の会議録を何年か遡って読んでみました。残念ながら、教育長はなるべく出ているとおっしゃっていますが、ここ2回ほどは参加されてないようであります。ちょっと申し添えておきます。

やっぱりこういった学校に残ってもらうためには、高校は県立だからと、県の仕事だからということではなしに、地元自治体が積極的に学校に関わり、生徒数の増加につながった高校は県下にも複数あります。

その中で、嶺北高校の例をお話しさせてもらいますけれども、平成30年、嶺北高校の入学者が17人になったそうです。このことがきっかけで、当時の本山町長が危機感を持ち、近隣町村に働きかけがきっかけとなり、現在は100人ほどの生徒数になっているようです。県教委にも相談に行ったようです。

3つほど要望をまとめてもらいましたが、嶺北高校を存続させるため、地元の生徒を人質に取る考えはないと。学校を存続させるために、地元の中学生は夢を捨てて、はっきり言って、佐川高校へ行けじゃなしに、夢は夢で追ってほしいと。そして、子供たちが行きたいと思える学校にしたいと。そのために、学校と地元をつなぐマネジメントのできる教師を学校へ置いてほしいという要望をしたようであります。当時の県の教育長は、地元が頑張るところは応援できるが、地元が頑張らないと県教委は動けないという答えを頂いたようであります。

その後、寮を建て、定員が32人、現在28人在籍しておるようです。そして公設の塾、これ定員50人を開設して、塾は無料、塾のために非常勤の先生3人雇用ということでやって、今100人の生徒になっていると。

このような取組の実現のためには、口も出すが金も出すという気概が必要だと思います。先ほどの首長、そして議長が参加している後援する会が出しているお金は4町村で35万円であります。これでは学校は、何をしようにも、これをしようにも、できないだろうというふうに思います。

けれども、何ととっても地元中の地元である佐川町がその気にならないと、話は前に進みません。町長、首長間で、町長間でそういう話をぜひ出していただいて、口も出すが金も出すという話を前に進めるべきだと思うんですけど、いかがでしょう。お伺いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えいたします。

先月、8月22日に開催された地域に根ざした佐川高校を後援する会での佐川高校の振興プランでは、グローバルチャレンジとして、県が夏休みに実施する海外短期研修、こういったことに参加する、参加してみたいというような意見等も出ておりました。そのほか、4つぐらいあって、5つのチャレンジプログラムで構成されておりますが、その実現に向けて施行中であります。何分に予算が伴うプログラムもあるため、振興プランの内容によっては、今後、議会の理解をお願いすることになるかとは思いますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、現在、町村で総額で35万の補助金となっておりますが、佐川高校のほうとしては、それを行く行くは150万円ぐらいに引き上げていただきたいというような話もありました。うちだけでは、はいはいというような返答はできませんので、関連する町村と協議をして、できる応援はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 教育長。

○黒川教育長 すみません、先ほどの答弁で、裕福という言葉がちょっと問題になるということでしたので、訂正をさせていただきます。生徒が市内だけでなく、近くの通学できる佐川高校も魅力ある学校になるようになってほしいというような意味合いがメインでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長 ここで休憩をしたいと思います。

20分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

2問目、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 すみません、自席でお願いします。

2問目では、高知県人口減少対策総合交付金事業についてお伺ひします。

7月の臨時会で、この交付金を使って子育て応援手当の一部改正を行ったところですが、この原資は高知県人口減少対策交付金で賄っておりまして、この子育て応援手当の一部改正では、交付金額の一部、20人子供が生まれたとしても100万円で足りるというふうに思うのですが、町長はこの交付金額が約850万円だという答弁をされております。その残った配分額をどのような事業に充てるのか、計画はできておりますかということでお聞きを

したいと思います。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

今年度、高知県人口減少対策総合交付金基本配分型の本町に対する交付額は846万9,000円でございます。このうち出産応援手当に係る予算は80万円です。

この事業以外につきましては、以前から県費を財源の一部として活用し、引き続きこの交付金を活用する事業といたしまして、移住促進事業、1つは移住相談員、空き家調査員2名分の報酬等に174万3,000円、2つ目は首都圏での移住相談会出展事業として、ブース出展料等に51万4,000円、地域子育て支援事業、町外出身者も安心して妊娠・出産・育児ができるように専門家による講座を定期的で開催し、不安の解消に努め、親同士の交流も図る事業といたしまして17万4,000円、ファミリーサポートセンター事業、乳幼児、小学生の児童を持つ親と援助していただける方とのマッチングを行って、子育ての負担軽減を図り、また親同士の交流会を持って、出生数増加につなげる事業といたしまして61万6,000円を財源更生等しております。

また、新規事業といたしまして、移住者向けに新規ガイドブック作成356万円、仁淀川町移住促進プロジェクト、魅力あるまちづくり事業といたしまして、林業における担い手育成や地域おこし協力隊による農業の担い手を検討していただける方向けに、先輩移住者宅等でホームステイすることにより短期移住体験をしていただき、移住後のギャップを埋めることで定着率を上げるとして、宿泊費、事業体受入費用等として52万円、さらには創業支援事業費補助金、UIターンされた方が町内で新規創業者として起業する場合に補助するものとして54万2,000円。既存事業は100万円を限度としておりますけれども、200万円としております。以上の事業を実施しております。

説明は以上となります。

○議長 竹本文直君。

○7番 いろいろお話、ほかの事業に充てたという話なんです、新規事業も1つ2つありますが、今までやってきた事業の上乗せというか、それにかなりの部分が充てられているというふうに思います。

7月にも言わせてもらったんですが、今までいろんな事業をやってきました。けれども、これだけ人口減少が進み、効果があまり上がっていないのが現実なんです。ほんで、7月にも言わせてもらったんですが、もっと発想の転換をして、県があつと驚くようなアイデ

アを出さないかという話を7月にさせてもらった記憶はあります。

県が目指しているのは、34歳以下の若者の増加、特に女性の増加なしで県人口の増加はないというのが濱田知事の説明であります。まさにそのとおりやと思います。若者に多数定住してもらうためには、住宅もちろん、そして子育て支援も必要ですが、それは今までかなり先進的にやってきております。やはり仕事、仕事場、それも若い女性が働きたいと考える職場が必要となると思います。

本町の特性を考えた職場づくりに県のこの交付金を充ててはと思うんですけども、とはいえ、数百万円ではどうしようもございませんので、この交付金を元手に、職場づくりの研究をしてみたらどうかという提案であります。

本町の資源は、自然環境のすばらしさと森林資源、この2つの資源を利用した事業はそこそこ立ち上げております。林業研修生しかり、そして観光事業しかり。けれども、これ以上の増加はかなり難しいような状況じゃないかなと。大幅な増加は認められないというふうに思います。残念ながら、今の職場環境では雇用人数も限られてきます。

本町の特性でもう1つの資源があります。私のこれは考えですが、それは地盤が固いということです。特に仁淀川北岸地域は国内でも屈指の固さがあるようで、南海トラフ大地震が想定どおり発生しても震度7にはならない。よく揺れても震度6弱。強にはならないだろうと複数の地震学者の先生からお話も聞いております。

ここにコピーがあるんですが、日本経済新聞の記事に、データセンター、都市から地方へ、政府は光技術活用支援という記事があります。これは、総務省が高速通信技術を生かし、データセンターの地方分散を後押しする事業だということだそうです。データセンター、またはコールセンターなどの仕事場ができれば、若者を多数雇用できる場ができるのではないかと。

今、来年度予算に向けて、各省庁のホームページには概算要求の一覧がずらっと出ております。これを閲覧することができます。本町が活用できる事業はないか、目を凝らして研究する必要があるというふうに思います。このような事業はすぐにはできないんですけども、日頃から関心を持ち続けることは非常に必要。ぜひ研究してほしいというふうに思います。

そして、今朝の新聞ですが、安芸市には新しいコールセンターというか、コンタクトセンターというか、IT企業の、要するにお客様対応の事業所を40人規模で採用する事業所が締結をされたという記事も載っております。やっぱり若い女性に来ていただくとなる

と、若い女性が働きやすい、働いてみたいと思う職場が大事になってきますので、夢のような話ですが、可能性がないことはない。

既存の事業に、お金を預かって、今までどおりお金をまいたらそれで終わり。そうではなしに、やっぱりお互いに頭を使って、この町にはどんなものが足りないか、どんなことができるかということを研究していく必要は絶対あると思いますので、なかなか答弁しにくいかと思いますが、ぜひ町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えいたします。

先日、知事との意見交換会がありました。その中で私は、県と市町村が一体となり、まず県が先頭に立って具体的な対策、これは人口減少対策ですが、対策をお示しいただき、県内の市町村もその取組に合わせた形での個々の取組をするべきではないかと提言をしました。県内の各市町村間で人の取り合いをしても、県としては人口が増えず、まずは県が先頭に立って具体的な対策を示すべきではないかと申ししてきました。

それと、まず一番問題になっているのは、東京一極集中が一番大きな問題だと思います。ですが、高知県内でも高知市周辺一極集中が進んでおり、中山間地域の振興、格差の是正などに、より住みやすい地域をつくり上げることが必要だと考えております。インフラ整備、また観光資源の活用、福祉の充実、教育の振興など、中山間地域の実情を国・県に訴えていきたいと思っております。

また、先ほど議員が述べられました地盤が固い地の利を生かした災害関連の、そういった企業があれば、また今後探していきたいし、いろんなところで誘致活動といいますか、情報提供も企業のほうにも行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告3号、議席番号3番、藤原大、議長の許可を頂きましたので、2点質問させていただきます。

1点目、防災計画について質問します。

近年の異常気象に伴い、おとし年末の豪雪、今年度8月初旬の豊後水道日向灘を震源とする南海トラフ関連地震、毎年のように止まる国道33号等、本町は日々危険度の高い場所です。生活を送っております。

町内全地区のハザードマップを確認しましたが、地区の大半がレッドゾーン、避難所に指定されている場所でもイエローゾーンの地区が大半になっています。避難するにはレッドゾーンの場所を横断しなければならず、自宅から動かないという声も多く聞きます。高齢化率56%の本町の現状に沿ってないのではと感じていますが、見直しの予定はあるかどうか質問します。

特におととしの豪雪では、3日以上家から出れず、停電状態が続いていた地区もあったかと思います。自分のほうにも、ありがたいことですが、相談や現状確認の電話が幾つもかかっておりましたが、大崎地区、僕は、僕は大崎に住んでいますので、大崎地区等歩いて確認できる範囲は説明できるのですが、例えば中村地区とか遅越地区とか、現状確認できないような場所からの連絡があり、それを僕が役場に聞きに行くとすると、幾つも個別の対応をするのは大変なことになると思います。連絡網等どのようにできているか、また、それを住民が理解できているか、住民の理解はどうなっているかの質問をさせていただきます。

1点目、以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えします。

これらの災害は、地域防災計画及び業務継続計画に基づき対応しております。台風などの風水害の場合は、気象庁が発表する警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報などの警戒レベル相当情報や高知気象台からの防災シナリオを基に、自主避難、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

また、避難所開設につきましては、自主避難の場合は、大崎地域集会所ほか4か所を開設し、警戒レベル4の避難指示以上が発令された場合は、その5か所に職員が2名程度常駐するように対応しております。他の災害につきましても、基本、同じ対応になります。

そして、住民への周知は、防災行政無線による避難情報などの放送や公式LINEによる伝達を行っております。

いずれにしても、住民がどのようにすれば実際の行動につながるのか、検証、改善は必要だと考えております。また、防災計画の見直しですが、必要が生じれば、随時行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 自席にて失礼します。

先日の台風10号では警戒レベル3だったと思いますが、避難所も開設されていたと思います。避難者どれぐらいいましたか。あと、対象者、高齢者だと思いますが、その対象人数、何人やったか、お願いします。

能登半島の元旦の地震では、死者数341名、うち災害関連死が112名というデータが載っていましたが、避難所での生活を拒否して、車中泊や、そもそも避難していない人たちや、熱中症が原因やと思われています。町自体で、防災避難上、住民を賄うのは、全体を賄うのはすごい大変なことやと思いますので、企業のBCPなどを活用して、企業のBCPの中には、従業員を守ることが第一で、事業継続することを第一になっていますが、地域や住民を守ることもうたわれております。地元企業との連絡等、現時点で行っているか、また、地元企業にBCPの作成等を促すような取組はあるか、質問します。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

避難者でございますが、町内5か所を自主避難用に開設いたしております。3か所合計で13人、あと福祉避難所を3か所開設しております、そこに1人が避難してきております。

次に、企業との連携でございますが、まず、建設業協会とは災害応援協定を結んでおりまして、何かあると協議して、対応をお願いしているところにもなります。令和4年12月の積雪のときも建設業協会のほうにお願いし、できる限り早く除雪をしてもらうよう対応をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 企業との連携は行われているということで、現状に満足せず、拡大していけたらいいなと思います。避難所については、対象者数はちょっと分からない。恐らくそんなに率の高い避難率ではないと思いますので、住民への周知や、僕のほうに聞こえてきている声では、もうちょっと自宅から動かないほうが安全じゃないだろうかというような、避難自体がちょっと遅いというように感じますので、もうちょっと早めに避難の情報を出すとか、何か改善点があるんじゃないかなと思います。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

避難所を開設するのが遅いんじゃないかというご指摘でございますが、避難所の開設に

つきましては、8月29日の11時30分に開設を行っております。これにつきましては、手前の11時8分に大雨警報が発令しましたので、それに伴い、配備体制を上げ、対応したところでございます。

先ほどもご質問の中で、避難者の構成でございますが、やはり高齢者の方が中心となっております。

以上です。

○議長 1問目は以上です。2問目に移りたいと思います。藤原大君。

○3番 2点目、学校再編計画について質問します。

1年以上にわたり議会でも全員協議会、行政のほうでも再編検討委員会のほうで十分議論されてきたと思いますが、お互い、お互いというか、僕たちのほうでいくと、再編検討委員会の中で議論された内容は十分には把握できてないかなと思います。

先日の学校再編計画の説明会でも、住民、保護者、教育委員会、議会で理解度が大きな差があるのではないかと感じました。質問した後に、その内容は十分議論してきました、理解していますという声も聞こえてきました。それぞれの場所で交わされた内容、こういう案が出ましたよ、それについては、こう反論というか、答えが出ましたよということがあれば、説明していただきたいなと思います。

例えば地盤の問題など、液状化すると危ないという声が出て、地盤調査も行ったと思いますが、技術も地盤改良を行うなり、支持ぐいを打設するなど、対処方法もあると思いますので、その辺も聞けたらうれしいです。よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 ご質問にお答えさせていただきます。

児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行しており、児童生徒の社会性を育む上での教育環境や学校運営など様々な面においての影響が生じつつあります。また、施設の老朽化が進み、年々維持管理費が増加しています。このような状況の中、魅力と活力のある学校づくりを目指し、よりよい学校の形を検討してきました。

今年2月に学校再編検討委員会から提言のありました仁淀川町の小中一貫校では、学習面だけではなく、社会性を備えた人間としての成長を目標に、子供たちが将来に向けて夢や希望を持つことができる教育、教員同士が信頼し合い、子供も大人も笑顔があふれる学校の実現に努め、郷土愛の醸成はもちろん、仁淀川町から日本、世界と向き合える人材を育てていきたいと考えています。

小中学校が一緒に学校行事や集団活動などに取り組むことにより、幅広い年齢の子供たちの触れ合いが生まれます。また、小学生は中学生に憧れの気持ちを持ち、中学生は手本になろうと努力する、また、様々な視点からの物の見方、考え方に触れることができる、そのような教育的効果が期待できます。また、小学校高学年から一部の教科で専門の教員が教えたり、中学校の教員が小学校で教えたりするなど、児童の状況に応じた質の高い授業実践を行うとともに、中学校へのスムーズな接続を目指します。

その他、小学校と中学校では、生活環境、学習環境などが大きく変化するため、中1ギャップという問題が起こりがちです。小中一貫校により小学校と中学校の間の段差を緩和することができ、小学校教育から中学校教育への円滑な移行を促すことが可能となるなど、大きい教育効果が期待できます。

あと、地質調査の結果でございますけども、それにつきましては、行政報告のほうで説明させていただきましたので、この場では割愛させていただきます。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 僕のほうによく聞こえてくるのは、保護者の声が、やっぱり年代的に近いこともあって、よく聞こえてくるんですが、一日でも早く統合の実現をという声を多く聞いております。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

1時まで休憩します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第4号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、ふるさと納税についてお伺いいたします。

納税額は、令和元年度の1,247万円から、2年度2,409万円、3年度3,485万円と順調に

1,200万円ずつ増えておりました。しかし、令和4年度2,444万円と1,000万円の減、5年度は1,808万円とさらに600万円の減となっております。

そこで、担当の荒木企画課長にお伺いいたします。納税額が大幅に減少した原因はどこにあるとお考えでしょうか。

次に、町長にお伺いいたします。ふるさと納税は町民の福祉に直結する重要な財源であります。現行のように、民間に委託をし、好きなようにやらせる、そういったものではなく、責任者として職員を配置し、業者や町民と意思疎通を図り、納税額の大幅アップに努めるべきだと考えますが、現体制を見直す考えはございませんか。

以上、お伺いをして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税寄附額は、先ほども議員のほうから述べられましたとおり、令和3年度の3,485万9,000円を最高に、令和4年度2,444万8,000円、令和5年度1,808万9,000円、令和6年度8月末現在で399万1,000円と、減少傾向となっております。

寄附額が減少した主な原因は、以前から本町の返礼品は人気のある返礼品の幾つかに偏っております。その中でも、令和4年度まで仁淀川町の返礼品の1位でありました薄型まな板が令和5年度10分の1以下に減ってしまったことが原因の1つに挙げられます。これは一通り需要が行き渡ったこともございますけれども、令和5年10月1日から国の指導で、ふるさと納税に係る募集に要する費用に含まれる内容が拡大しまして、役場職員に係る人件費も含め、生じる事務費全てがふるさと納税に係る寄附金受領額の5割以下とすべきとされました。このため、返礼品に係る寄附金の値上げをせざるを得なかったということも重なったことが考えられます。また、大口の寄附者が減ったことも要因の1つに考えられます。

これら以外としまして、新規返礼品開発も行っておりますけれども、今のところ、寄附額増に大きく貢献できるまでには至っておりません。

説明は以上となります。

○議長 古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税業務については、寄附金の受入れや国・県との対応など、幾つかの業務以外を委託業者である田舎生活株式会社に令和5年6月からお願いをしております。以前は

町観光協会が受託しておりましたが、さらなる返礼品の拡充、コラボ商品の充実を期待して、公募型プロポーザル方式により事業者を募集したことに伴うものです。

先ほど課長が述べましたように、寄附金は3年度をピークに徐々に下降傾向にございます。原因としては、コロナ禍による巣籠もり需要の減少などがあり、これが大きく影響していると捉えております。当然、寄附額増加のために新規返礼品開発も行っており、田舎生活株式会社に事務委託を、国・県への申請も含めて、11品の新規返礼品を加えております。

今後につきましては、さらなる寄附金増に向けて、田舎生活株式会社、さらには町内業者様とともに新たな商品開発、あるいは複数事業者にまたがるセット商品など開発していきたいと考えております。また、寄附額などに注視し、必要と判断される場合には、プロポーザルにより事業提案を募り、委託先の見直しも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 再質問をさせていただきます。

大体荒木課長の答弁から分かりましたが、やはり薄型まな板の需要が減ったということは、ああいうものは1回、リピーターがおらんということよね。1回買ったら、後長いこと使えるから。それは分かるんやけど、そのほか納税額が減った要因としては多々あると思います。ただ、担当している企画、そして委託された、今、町長はお名前を挙げましたが、私はそれに言わんほうがええろうと思って、その名前は言わんようにして、委託された業者ということで書いているんですが、そういったことの努力というものが大切ではないでしょうか。

令和3年度をピークに納税額が減少しており、現在委託されている業者は5年度からでございますので、委託先の業者の責任だとは申しません。しかしながら、私が調査をしていた範囲で気になった箇所を数点申し上げます。

以前委託をしていたK協会、分かりますよね。からは、事前に積極的なアクションがあり、相談も受けたが、現在の業者からは何もない。これは出店している業者からの意見があります。出品している業者が、画像を変更したいと、このように言っても、本業があるから2週間から1か月ほど時間がかかると言われた。売上げなど詳しい報告がないので、確認のしようがない。特にひどかったのは、令和5年、昨年7月頃ですね、ユーザーから全く注文がなく、おかしいなと思ってサイトを見たら、在庫がゼロになっていたと。サイ

トの書換えをしてないんですよね、委託業者が。これでは注文は来ません。今申し上げた全てが事実だとは申しませんが、火のないところに煙は立たず、そういったことわざもございます。担当課も少しは気にかけたらいかがでしょうか。

そこで、荒木課長にお伺いをいたします。仁淀川町のふるさと納税のお勧め品は何ですかと、あるユーザーが委託されている業者に聞いております。この業者は何と答えたかご存じですか。ちなみに、ふるさと納税に出品されている業者は、課長ご存じのとおり、池木の木工品、池川茶園のスイーツ、茶業組合のお茶、竹良の竹細工、長者川、土居川のアユ、その他いろいろございます。この中で、ユーザーがお勧めは何ですかと尋ねたら、今委託されている業者は何と答えたか。これが再質問であります。

以上で再質問を終わります。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

申し訳ございません。私はそれは把握はできておりません。ちなみに、先ほどの答弁の中でも比較的返礼品が偏っているというお話をさせていただきました。薄型まな板のほかには、ブントもかなり出ております。それは今でも出ておるんですけども、どうしてもブント農家さんが作付面積増やすとか、参加していただける農家さんが増えてない状況で、一定その個数に限られているという部分がございます、注文をそれ以上さばけないというふうなこともあるようでございます。

そういったところ、あとは、先ほども出ましたプリンなんかかなり出ているというようなことで、大体そういうところに偏っているというのが現状でございますけれども、その中でお勧めを何かというふうに、というのは、すみません、正直言って把握しておりません。申し訳ございません。

○議長 若藤敏久君。

○8番 答えはね、自分のところの宿泊券だと答えているんですよ。サイトへね。私はこれを見てびっくりしました。出品している商品、今、荒井課長言われたように、多々ありますよ。だから、お勧め品も季節によって変わるはずですよ。5月は当然、新茶の時分だからお茶ですよ。6月、7月、8月になったら長者川、土居川のアユが人気になるでしょう。お勧め品でしょう。その他、池木の木工品とか、竹良の竹細工とか、そういったものは年間通じていつでも、これは時期はないと思うんです。

しかし、仁淀川町のお勧めは何ですかと聞かれたら、何とかなの宿の宿泊券だ、自分のと

ころが、そこを出せますか。これだけではなしに、ほかも書いていますよ。しかし、自分であれば、自分がアユを取りゆうから、アユがおいしいですよ、お勧め、それは一番に出せません。ほかの業者に悪いから。

このサイトに書き込んでいることがいいか悪いか、判断は僕ができることじゃないんで、皆さん方にお任せをいたしますが、やっぱり自分がふるさと納税引き受けた以上は、自分のところだけじゃなしに、全体のアップに努める、そういったような業者じゃないと駄目じゃないかなと私は思います。

最後に、再々質問最後にお伺いいたします。県主催であゆ王国高知振興ビジョンなるものが開催されております。当然、仁淀川町も出席し、先ほど聞きますと、農林課が参加されたそうでございますが、田代課長、あなたであるか、あなたの部下であるか知りませんが、その場でアユの注文を増やせるように努力をし、サイトも更新するとおっしゃったそうですが、ふるさと納税の担当である企画課に、あるいは委託されている業者にそのことをお話をしましたか。サイトも更新をし、アユの注文が増えるように努力をしておりますか。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

会のほうは担当のほうが出席しております。会の際に発言した努力するということは、企画課のほうに伝えていると思うんですけど、その確認までは、申し訳ありません、しておりませんでした。ただ、努力のほうとは、農林課のほうとして何かができるという提案ということはしていないと思っております。すみません、企画とそこら辺は連携取りながら、もう一度再確認していきたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長 以上で1問目を終了します。2問目に移りたいと思います。若藤敏久君。

○8番 2点目は、ラオックス出展事業についてお伺いいたします。

ラオックス出展事業といっても、同僚議員をはじめ、傍聴者の方はおらんか。どういう事業か分からないでしょうから、田代課長、ラオックス出展事業とはどういう事業か、簡単にご説明をお願いいたします。そして、この事業は順調にいつているか、現在どのような状況であるか、将来の見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長 田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

当事業は、町の特産品であるお茶、木工品等の販路拡大や、観光業におけるインバウンド消費拡大へとつなげていく取組として、町内の農業、林業、観光業等の関係事業者を中心に、観光協会、そして県関係者の協力を得て、昨年7月に販路拡大プロジェクトチームを立ち上げ、新たな商品開発や販路開拓などの出口対策について協議を重ねてきたところでもあります。

その取組の1つとして、今年の1月から、東京都にある中国人を中心とした訪日旅行者が来館する免税店、ラオックス秋葉原店の地方セレクトコーナーにてブースを頂き、本町の選出されたお茶、木工品、竹細工等の商品を出展しているところであります。この出展につきましましては、広告コストをかけることなく訪日観光客に本町の魅力を紹介できるといった大きなメリットがあると考えております。

なお、出展状況につきまして、コロナ等の影響により中国を中心とした外国人団体ツアーの解禁がされていなかったことなどから、動向を見守っていく状況が続いておりましたが、徐々に訪日観光客、特に団体のお客様の来店が回復傾向に向かっているとお聞きしており、今後の展開に期待しているところであります。

今後、ラオックス側が売場の見直しを図っていくとのことですので、販路拡大プロジェクトチームにおいて、これまでの来場客の状況やニーズなど分析し、引き続き効果的な商品の見せ方、売り方など、担当者と協議をしながら、今後もラオックスを中心とした出口対策に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今ご説明があったとおり、この事業にはふるさと納税と同じ業者が出展をしております。池川茶業組合、池川茶園、池川木材工業、竹良であります。昨年末頃から準備をしていたそうであります。業者はね。東京へ商品を送り、半年間の売上げが全業者合計で2万円、これでは業者も嫌になります。

ある業者は、販売時に必要な、タグというんですか、ここに引っつけてある、値段が分かる、出てくるね。タグを準備し、商品を入れる段ボール、送る段ボール、これを用意するのに10万円以上かかったそうです。そして、半年間の売上げが4つの業者を合わせて2万円ですから、この10万円かかった業者さんは自分の売上げは4,200円です。嫌になります。あきれて物が言えません、これは。

その方のところへは、地域おこし協力隊の職員が来て、このラオックス出展事業はすば

らしい事業だから、ぜひに参加してくださいとお勧めになったそうですが、現在その職員はもういないそうです。

売上げが伸びない理由、先ほど課長言われたように、コロナ禍、あるいは中国の団体旅行の解禁が遅れたと。こういったことを申し上げておりましたが、今現在の秋葉原から、今度計画している大阪へ替わっても、大して変わりはない、私はそのように思いますが、先ほど竹本議員の質問にもございましたが、今までいろいろな事業をやってきたけど、あんまり効果が出てないんじゃないか、このような意見もございました。私も全く同じように思います。いいかげんにこの事業には見切りをつけたらいかがですか。これが2点目の質問であります。

○議長 執行部、答弁。田代農林課長。

○田代農林課長 再質問にお答えさせていただきます。

確かに成果としては上がっておらず、非常に残念とは思っております。ただ、まだ初めて6か月にはなるんですけれど、何とか仁淀川町をアピールしていきたいということもありますので、もう少し続けていきたいと思っております。

というのも、一応まだ負担としては、仁淀川町の負担としては、一応2分の1の補助がもらえる事業の中に組み込ませていただいております。出展費用としましては、3か月で初期は5万5,000円の投資となっております。送料のほうは仁淀川町のほうが負担してそちらのほうに送っております。展示のほうはラオックス側がしております。内容のほうは、町の職員が東京に出張したときに状況のほうは見ておりますが、改善できるところは、また販路拡大プロジェクトにかけまして、改善をしていき、状況をもう少し見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今、課長が言われましたが、途中で、はいやめますよとはなかなか言えんでしょうから、努力をしてみてください。ただ、ラオックスというコンサルには、仁淀川町が余計お金を払いよるんじゃないかとか、だまされとるんじゃない、そんな心配するわけですよ。こっちにしてみたら。業者もそうです、参加している。そんな心配しております。そこら辺をなしに、これできるのであれば、成功すればいいんですから、一生懸命頑張ってください。

それと、町長、最後に町長に一言。ふるさと納税のときに現体制を見直す考えはないか

と、このように申し上げましたが、町民も議員もほとんど知らないラオックスについては、農林課が担当であり、専門の職員もついちゅうと。その職員が東京に何遍も出張に行きますよね。出張に行つて、職員がね。だから、そういう費用なんかもかなり要りゆうんじゃないかと思うし、このラオックスの事業について、農林課、担当課がやりよるよりは、大事なふるさと納税を民間に委託していいのかなと。何でこのふるさと納税こそ、農林課でも企画でも構わんですよ。担当専門で、僕らのところへでも相談に来てくれれば、前から言いよります。アユをどうのこうのや分かるき、私もアユのことやったら教えてやるわね。だけど、そんなことも全くないです。今のふるさと納税の担当からは。

だから、現体制を見直す必要はないですかということを町長に初めに聞いたんやけど、町長は、場合によっては考えてみるというような答弁でございましたが、ラオックスについては農林課が担当でやりよるというのに、ふるさと納税は今のでいいんでしょうかということで、これは最初質問済んでいるのを、構わんかったら答弁してください。

以上で私の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 若藤議員の再々質問にお答えします。

ラオックスは、言うたら販売場所の提供、そういう位置づけと思います。それで、県の補助等を頂きながら商品を販売していくと。商品が少なくなったらこちらからまた送るといような位置づけと思います。

そして、ふるさと納税の場合は、全て委託業者に任せているわけではなくて、県のやり取りであるとか、そういった事務処理関係は役場の庁舎内でやっております。それで、商品の調達であるとか、発送業務であるとか、それからパソコンの関係の受付であるとか、そういったところを業者に委託しております。

しかしながら、徐々に売上げも、売上げというか、寄附額が落ちてきておりますので、委託業者等の聞き取りもした上で、そういったやる気があるような業者があれば、そちらのほうにまた、事業提案もしていただければなりませんけれど、プロポーザルの上、委託も考えていきたいと思います。

現職員の体制で、発送業務、そして、今委託している業務をやるというのには、なかなか人員的に不足が生じてます。事務的なことは町でやりますが、そういった発送業務、受付業務は委託ということで、もう一度考え直していきたいと思います。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了します。

通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 議席番号2番、通告番号5番、藤堂賢太郎です。議長の許可を頂きましたので、今から質問に入らせていただきます。

私は、池川スポーツセンターに空調の設置をという議題で質問に入っていきたいと考えております。

池川中学校施設の一部として、体育館がね、スポーツセンターをこの一部に加えることはできないかという質問でございます。学校からの案内状などでは、場所は池川中学校体育館というふうな案内も頂いております。そういう意味では、中学校の体育館かなと思ったりもしますが、実際には、入り口にやはり池川スポーツセンターというふうな表示になっておりますので、この件についてお伺いしたいと思います。

もう既に仁淀川町内の学校の普通教室とか特別教室というところでは空調設置は問題ないのではないかというふうに思っております。いかがですか。

池川スポーツセンターについて空調設置を検討していただきたいというのが今日の主題でございます。厳密に言えば、池川中学校の体育館ではないかもしれません。建設時期も違いますし、しかし、建物の管理そのものは仁淀川町の教育委員会が管理しております。日常的にやはり利用しているのは、中学校の卓球部やバレーボール部を中心に、生徒たちが部活での利用が多いと思います。

この頃の異常気象で猛暑が続く中で、やはり熱中症対策が求められているのも事実ですし、その中で生徒たちは文句も言えずに、言わずじゃなくて言えずに、やはり練習に励んでおります。やはり空調設備をここに設置することを検討いただきたいというふうに思います。

スポーツセンターは、学校以外でも、地域の屋内スポーツや総合健診、あるいは大多数の行事などに利用されておりますが、学校の統合問題はまだ6年先の見通しでございます。だから、高知県の教育委員会に対して、スポーツセンターを中学の体育館としての認定を強く要望してはいかがでしょうか。空調の設備条件がよくなります。中学校の体育館ということになれば、設備条件がよくなります。

今後、30年以内として予測されている南海トラフ巨大地震。地震は時期や時間を問いません。あってはほしくないですけども、いつ起きるかも分かりません。雨などの危険が迫って、避難所へは各地で小さな避難所が用意されておりますが、災害が発生すれば、緊急避難施設が必要となります。その場所としては体育館が最適で、全国各地でのいろんな

災害の場合には、体育館も主に利用されております。この池川スポーツセンターはその体制になっているようにはお聞きしておりますが、冬場は服装やストーブなど、暖房器具でカバーもできると思います。しかし、夏場の暑さをしのぐためには、空調設備以外には考えられません。町民の安全・安心を考えると、空調設置の検討を早急に強めてほしいと思います。町内はもとより、町外の被災者支援、援助にもつながるのではないのでしょうか。

設置、設置と言いますけども、いろいろ設置に対しては条件がございます。設置の検討段階では、教育環境や避難所環境で、設置工事をする場合には、気候や、想定する災害の種類や規模、住民の意向、計画年度など、地域の実情で総合的な研究や検討が必要と考えられております。

次に、学校体育館への空調設置に対する財政措置は次の2通りがございます。期間は、2023年度から始まりまして、25年度のこの3年間がその対象の期間になっております。

1つ目は、学校施設環境改善交付金と地方債の抱き合わせによる方法で、これは文科省の学校施設環境改善交付金の空調整備事業、これは設置経費の国庫補助金制度で50%が見込まれております。これに交付税措置率と過疎対策事業との併用で、実質地方負担は15%が言われておりまして、断熱の条件はございますけれども、その基準はございません。だから、日焼けを防ぐための日射の調整フィルムなどをガラスに貼りつけることによって、基準がないために、それでもオーケーではないかというふうにも言われております。かなり安価になるということもその1つです。

そして、2つ目には、緊急防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、この場合でございますが、これは総務省の管轄です。緊急防災、あるいは減災事業債は、自治体の単独事業で、空調設置、断熱条件などは一切ございません。だから、今現状のままでオーケーと。交付税の措置率は70%、学校施設環境交付金の併用を合わせれば、地方負担は25%で行えるというふうになっています。地方債の充当率100%、後年度における交付税措置70%なので、初年度に現金を準備しなくても着手できて、地方負担も抑えられる、地方債の中でも非常に有利な制度と言われております。

こんな措置がございますので、ぜひ緊急避難場所として認定される体育館であれば、やはり空調の設備はどうしても必要ではないかというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 ただいまの藤堂議員のご質問にお答えさせていただきます。

池川体育館をはじめ、町内の小中学校の体育館の現在の熱中症対策は、窓開放による換気、大型扇風機や大型冷風機の使用などを行っております。一方で、年々加速化しつつある温暖化の影響により、従来の対応では困難な状況になりつつあると考えております。

池川体育館はじめ、町内の、先ほど藤堂議員も言われたとおり、小中学校の体育館は、学校の授業や部活動で使用するだけでなく、住民のスポーツの場、町の指定避難所など多面的に使用されています。体育館の環境整備については、各体育館の使用頻度、老朽化の状況や温暖化の状況を見ながら、先ほども補助事業をご説明いただきましたけども、そういった補助事業、国庫補助事業などを活用して、順次整備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 教育長のほうから現状とその他をお聞かせいただきましたけども、やはり全国どこでも災害が発生したときには、学校そのもの、あるいは体育館が避難所として、避難施設として活用されておりますね。

だから、各地に小さな、地域的には避難施設がございます。集会所や、その他を利用した集会所がありますが、ここには一時的な避難が当然できますけども、やはり災害が発生したときには、そんな小規模の分ではないですよね。やはり一家がそろって避難してくるということになれば、2人、3人、あるいは4人、5人という世帯になれば、その中にそれぞれの生活の場をカバーしなければなりませんので、非常に各地の災害の設置の状況を見ても、混乱しているところは事実ありますし、その解消のために、その後、仮設住宅やその他でそこをクリアしておりますけども、やはりもしものことを考えたら、やはり体育館に空調設備、今お伺いしましたけども、いろんな形で扇風機や大型ファン以外のものも利用されていると聞きましたけども、やはり、私も今年の中学校の卒業式に会場へ参加しましたけども、そのときは非常に寒かったのを記憶していますが、やはり暑いとき、この間、ちょっと所用がありまして、池川スポーツセンターへ行きましたけども、部活の生徒たちはもう汗だくで、ふうふう言うて練習しております。大変やね言うたら、ほうなんよという言うけど、おじさんがまた1回聞いてあげるけんねという約束を子供たちをしたものですから、今日この場所で質問をさせてもらっておりますけども、やはり空調の設備いうのは小さいものでは間に合わないと思いますし、かといって、非常電源を設置してまでの設備は、これはもうそこまでの大型化を考えてはおりませんけども、やはり少

なくともそこそこの状況で、人が大勢寄ってでもクリアできるような装置が順次やはり構えていかなきゃならない時期ではないかなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。できれば町長さんからひとつお聞かせ願えたらと思います。

○議長 執行部。古味町長。

○町長 藤堂議員の再質問にお答えします。

池川スポーツセンターは町民の健康増進を目的に建設されていると思います。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、それを学校施設とすることはできないものと認識しております。学校施設以外での補助金等があれば、環境整備を検討していきたいとは思いますが、町内には5つの学校があり、5つの体育館があります。そういったところも、同じ考えですので、状況も見ながら、有利な補助金があれば、対応していきたいと考えております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 ありがとうございます。先ほど私、体育館に空調を設置する場合の財政措置についてお話をさせてもらいました。2番目に言いました緊急防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、この場合は、学校の体育館に対して、学校の施設としてではなくて、町の独自の対応ができるということですし、そして、7割の財政措置が見込まれていますということで、いろいろ合わせてもやはり25%の地方の負担は発生するという条件はありますけども、学校の施設という部分が認められなくても、そういう財政措置をもらうことができるというふうに思いますので、またひとつこれも検討いただきたい。別に今すぐ返事せよという意味ではないんですが、やはりいついかなるときでも対応できるように準備が要るということで、質問させてもらいました。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 お答えさせていただきます。

最初のご質問にもございましたが、学校の施設ではないということですが、学校として利用していれば、例えばですけど、学校施設環境改善交付金というものが対象になってこようかと思っております。もしこれが使えるようやったら、学校の施設として認定ということではなくて、今の状態で対象になってこようかとは思っております。ただ、先ほど町長が申し上げましたように、実際、各学校に体育館施設がございまして、それは優先順位もございまして、順次それは改善をさせていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。それでは、2問目をお願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目は、带状疱疹のワクチンの助成について、去年の12月定例会で、町長さんや、あるいは担当課長のお話も伺いました。それからほぼ1年近くは経過がございます。今、私が知る範囲では、土佐町や本山町、この2つの町は今年からこの補助が助成されております。そして、今、来年度からやるというのが決まっているところでは、大豊町と津野町、この2つの町が来年の4月から補助しようということが決まっているというふうに聞いております。

テレビのコマーシャルを見ましても、带状疱疹の予防接種ができるようになりましたというコマーシャルが流れております。この带状疱疹の予防接種を受けたからといって、何もなくなるわけではないかも知れませんが、やはりこのニュースが流れますと、带状疱疹の経験した方からは、この痛みのつらさから、やはり予防接種ができるんやったらやったらええよというふうな声が聞こえております。もうたまらんけんねということで耳に入ってきております。また、私の知っている周辺の議員からは、仁淀川町はいつも町民に対しての対応が早いのにと冷やかされました。

今、私はこの質問席にありますが、前回、町長は、国の審議会で定期接種をやはり議論中というふうにしてお聞きしました。それからもう時間が一定たっておりますので、町長、あるいは担当課長さんからのいい答えを期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、2種類のワクチンが薬事承認されており、予防接種法に基づかない任意予防接種であり、ご本人の希望により接種を受けるものとなっています。厚生労働省では带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた議論が続けられています。今年の6月20日の予防接種基本方針部会小委員会で、有効性や安全性が確立され、費用対効果についても良好であるということから、基本的に带状疱疹ワクチンを定期接種に位置づけるという見解が示されました。7月18日の基本方針部会では、接種の目的、対象年齢、用いるワクチンについて議論が行われ、再度部会において議論する方針となりました。定期接種化に向けた国の方針に注視し、対応していきたいと考えております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長のほうから、6月20日にそういう会議を持たれて、認められる方向に向

いたということで、まだ正式決定ではないですけども、やはり町民に対する対応の早い町長の、あるいは執行部の対応ですので、できれば早いに結論を出していただきたいと、決断していただいていたいただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長 古味町長。

○町長 厚生労働省は带状疱疹ワクチン接種費用を公費で補助する定期接種に向けた検討を進めております。先ほども言いましたが、6月20日の会議で有効性、安全性が確認されたので、次は費用対効果についても期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方向が了承されておりますので、今後、対象年齢などについて専門家会議で議論した上で正式決定になろうと思っておりますので、それほど長い将来、すぐ実施というような形になろうと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号4番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○4番 通告第6号、議席番号4番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

南海トラフ巨大地震注意について質問します。

8月8日に日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生しました。県はこれに対して対応し、災害対策本部を立ち上げました。市町村は即座に自主避難所を開設した、対応した市町村は11市町村ありますが、対応を決めていなかった役場では混乱があったように伺っています。また、民間企業も対応に混乱したところが多く、今回の経験を基に、南海トラフ地震対策を見直す必要があると考えられます。今回の巨大地震注意についての対応について質問いたします。

1つ目は、本役場が今回実施した対応について、説明を求めます。これについては、町長行政報告のほうでほぼ述べられておりますので、追加するような事項がありましたらお願いします。

2つ目は、本町の防災マニュアルについてですが、仁淀川町地域防災計画、そのほかありますが、非常に内容は詳細細かく記載されておまして、これが即座の対応となると、ちょっと分かりにくいところもございます。正直言って。町民に理解されやすいダイジェスト版といったようなものが必要ではないかというふうに思います。

それで、手元に持ってきたんですけど、これは第1回高知県災害対策本部会議が出した県民の皆様へのメッセージです。役場の方はもう全部こういうことは読まれていると思う

んですが、そして、ここにもう1点ありますが、これは濱田知事が1週間後に終了したときに知事コメントを出しています。こういったものもご存じかと思いますが、このように分かりやすく出されています。

3つ目は、職員の防災意識を高める対策はどのように取り組まれているかということです。例えば防災士の資格取得や救急救命講習など、体験や講習を通じて学ぶことは、防災意識を高める上でよい機会だと思います。私は議員になって、防災のことを勉強するべきだと思ひまして、この防災士の資格を取得しました。今日はちょっと意識してバッジつけてきたんですけど、そういったことで、やっぱり自分が必要と思ったことはどんどん実施する、そういった積極的な対応も必要かと思ひれます。

以上3点が1回目の質問です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の今回実施した対応でございますが、私の行政報告で報告したとおりとなります。また、濱田知事も県民に通常の生活を送りながら次の地震に向けて備えを再確認していただきたいと呼びかけていますので、今後におきましても、町民の防災意識の向上や備えの重要性を周知していきたいと考えております。

次に、2点目の防災マニュアルの町民への周知でございますが、町の地域防災計画及び防災ハザードマップを以前からホームページに公開しておりますが、町民への周知が十分できていないと思いますので、広報等で地域防災計画などの検索方法の周知を検討していきたいと考えております。

次に、3点目の職員への防災関連の資格取得でございますが、防災士の資格を昨年度に総務課職員1名が取得しております。今年度は新規採用職員4名を含めた5名に資格を取得させる予定でしたが、応募多数により、抽選で3名が防災士養成講座を受講するようになっております。また、土木系職員3名が労働安全衛生法による小型車両系建設機械特別講習を受講し、修了しており、防災意識の向上は図られています。このような取組は来年度以降も引き続き実施していきたいと考えております。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 この防災士につきましては、仁淀川町防災士会というものを立ち上げようかという動きがございます。それはそれとして、今回の地震で巨大地震注意の情報が初めて出されましたが、市町村の対応がばらばらだったと批判している声もあります。しかし、私は、

各市町村の事情に応じて実施したことであって、違いがあつて当然だと、そういうふうに思います。

今回の本町の対応を南海トラフ地震対策に生かすには、この機会に、本町の地震への備えを見直して、被害減少につながるようにしてはどうかと考えます。これについてはどう考えるか、お答えをお願いします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 巨大地震注意が出てからの対応ですが、何分制度始まって以来初めてということで、多少戸惑い等ございました。避難所開設につきましても、当日につきましても、ちょっと開設の準備が間に合わなく、断念したところでございます。翌9日の11時過ぎに5か所の避難所を自主避難所用に開設したところです。避難者は結局一人もおりませんでした。

今後につきましても、町民の皆様には防災に対する知識というか、情報提供には努めていきたいと考えておりますし、今年度、地域防災計画を改定する時期になっておりますので、それが作成できましたら、できればこれ来年度になるかも分かりませんが、高知県のほうが「南海トラフ地震に備えちょき」という冊子を出していると思うんですけれども、その仁淀川町版なんかもちょっと検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。それでは、2問目をお願いします。藤崎源彦君。

○4番 それでは、小中学校の施設についてお伺いします。この施設というのは、運動場、グラウンドですね、それと体育館、プールなどを示します。

7月5日に高知市の長浜小学校4年男児が近くの南海中学校プールで水泳授業中に溺れて死亡する事故が発生しました。度々新聞にも報道されていますので、皆様よくご存じだと思うんですが、これは長浜小学校のプール設備の故障があつて使用できなくなつて、緊急の措置として、1から3年生は浦戸小、4から6年生は南海中で水泳授業を実施しております。南海中プールの使用を判断した長浜小学校と、これを承認した市の教育委員会に問題点の指摘が集中しております。調査と原因究明の議論、そして生徒たちへの対応について協議が今も続けられています。

最近、亡くなられた方のご遺族の方の意見が新聞にも出ていますが、やっぱり学校は子供の命を守ってくれるものと、そういつて預けているのに、こういった事態になって、まだいまだにはっきりとした答えが出てない。これに非常に疑問を感じているということが

記事になっていました。

本町では、年齢の違う生徒が共有する運動施設をどのように安全に使っているか。それに対してどのような対策を取っているか。今、小学校と中学校の統合について議論がされています。私も説明会に8回参加しました。しかし、役場の方の参加が少ないように感じました。というのは、学校の問題ではありますけども、その地域の方が、子供が減っていく、それは成り行きに任せて何もしてないのか、こういった意見がございました。例えば移住を増やすとか、そういった人口減少に対する対策も声にする人がいました。こういったことは非常に重要な意見だと私は思いながら聞いていました。

しかし、教育関係の方は当然、司会進行でいましたけども、役場の方ももうちょっとこういうことに耳を貸すような、そういう場ではなかったかなと私は印象しています。

それと、この死亡事故が発生した後、町内の学校と、それから教育委員会の間で、この件について、予防策とか対応とかについて話し合いが行われたかどうか。今、学校と市の教育委員会、この対応についてすごく問題視されています。これは本当に重要なことです。これについて質問します。

○議長 執行部、黒川教育長。

○黒川教育長 藤崎議員のご質問にお答えします。

年齢の違う児童が共有する運動施設としては、運動場、体育館、プールが考えられます。高知市と比べて全ての小学校が小規模である本町では、指導する教員だけでなく、安全管理のみを行う支援員の配置など、適切に行われているものと考えております。また、人員の配置だけでなく、例えば水泳で言えば、プールの底に水深調整台を設置したり、泳力に応じビート板などの浮き具を使用するなどの安全対策を行っています。その他、雨天時の休み時間の体育館使用を一定の年齢層で区切りを使用させている例もあります。

全般的に言えることですが、全ての小学校が小規模である本町では、高知市のように運動場を上級生、下級生で使用区画を分けるようなことはせず、上級生と下級生がお互いに関わり合いながら使用し、関係性を深めていくことで、よい効果が生まれるのではないかと考えております。

最後に、今回の高知市での事故の後、小中学校の校長と水泳授業における安全対策については再確認を行っております。

以上でございます。

○議長 藤崎源彦君。

○４番 再質問をさせていただきます。

私はこのプールの事故の件につきましては、６月議会の議会だよりにもちょっとコラムを出したんですけども、今、深さのことがちょっと話に、問題になっています。小学校４年生、高知県の男子の平均身長が133cmらしいです。ただ、この子は110cm台、何かの新聞で113.8って書いているのを見たような気もするんですけど、小柄な子で、授業のときは、泳ぎが得意な子と不得意な子、苦手な子、分けてやったそうなんですけども、40人ぐらいたったと思うんですけども、移動するときに先生が子供の数も確認してなかったと。いろいろ手の抜かったところがございました。

人数が少ないと監視もできるので、もうちょっと安全やないかという話がありましたけども、この今回の問題の中には次の問題が含まれておりまして、110cm台の子供であれば、口が出る状態にするには、それこそ1 m以下の90何cmとかいうところじゃないと、真っすぐ立てれない。そんなような状況でございます。

先ほど、そういった施設を年齢の違う子供たちが共同で使うという場合、小中がもし一緒にやったとした場合、これは別の場で議論することですが、小学校１年生いうたら最初は６歳です。中学校３年生いうたら卒業するとき15歳です。これだけの年齢差のある子供が１つの場所で仲よくできるという形にするには、相当教育者も努力が必要でしょうし、視察に行ったり、いろいろしているとは思うんですけども、うまくいったところばかり見て、ええように捉えてもいかんと思うので、そこら辺を厳しい視点で見てほしいという、これは私の個人的な願望でもありますけども、そういった点で、今後の小学校、中学校を考えるのであれば、こういった一緒に使う施設の規模をどうするか。

水深のさっきの持ち出した話でも、実際にやる前に調べたときと実際に実施したときで10cmぐらい水が多かったそうです。実施したときは。調べに行ったときは満水にしてなかった、たまたま。でも、実施したときは、水位を上げて、高かったと。子供たちも怖いと先生にも訴えたという話がございました。そういった話をずっと聞いていると、本当に悲しくてしょうがありません。

まず、質問がちょっとずれていきましたけれども、そういったことで、子供の年齢というものを考えて今後進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、プールにつきまして、プールは低学年用と高学年用に分かれて施設があります。まず、各学校、小さい低学年用プールにつきましては、一番浅いところで0.7m、最も深いところで0.75mの小さいプールがあります。今言ったのが別府小学校で、池川の町民プールにおきまして、小さいほうはその深さとなっておりますし、長者におきましては、深さが0.6ということで、さらに浅いプールとなっております。これが低学年用のプールでございます。

そして、高学年用、実際は3年生から6年生の使用となっておりますけども、そちらにつきましては、一番浅いところで1.1m、深いところで1.3mといったようなところとなっております。大体そういった深さとなっております。

それと、先ほど申しましたけども、床に高さを調整する台がないプールもございます。1レーンに敷いている、調整台を置いている学校とかありますが、そこは先生がついて、その子の泳力に応じて泳がせたり、しっかり寄り添いながら今までもやってきておりますので、池川の町民プールにおいてもそういった事故は発生してきてないということで、まずは、今現在、プールの深さが問題になっておりますけども、それ以上に、個々のお子さんの泳力や当日の体調、そして監視体制などの強化が重要ではないかと思ひまして、直近の校長会でもそのことは言わせていただいたところでもあります。

申されました今後の新しい学校はどうするかということですが、先ほど今申しましたように、こういったことを頭に入れながら、安全を確保して、また施設の建設、そして今後の指導といいますか、安全確保には十分に配慮して、努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 再々質問になりますけども、泳ぐことというのは、競争したり、人にうまく見せたり、それだけのものではございません。自分の身を守る手段になることもあります。そのことの重要性を考えてほしいと思います。

以上です。答えはなくてもいいです。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 藤崎議員のおっしゃるとおりで、水泳という事業は、まずは溺れないというような意味合いも重要視されておりますので、速く泳ぐとか、そういうことだけではないということは十分理解しておりますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

以上で一般質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 2時19分 休憩

午後 2時19分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

明日、4日目最終日、10時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 2時19分 散会